

投資マンション相談1900件

執拗な勧誘 トラブル多く

5年で 安易な契約にご注意

投資用マンションの勧誘に関するトラブル相談が、都内で相次いでいる。14日までの5年間に都消費生活総合センターへ寄せられた相談は約1900件。都消費生活条例に基づき是正勧告に従わない業者も出てきており、同センターは安易に契約しないよう注意を促している。

都が2月2日、是正勧告に従わなかったとして公表したのは、渋谷区円山町の投資用マンション販売会社「Reilis&Company（レイリスアンドカンパニー）」。同条例に基づき勧告違反公表は初めて。

都は2015年10月、同社が投資用マンションの購入を断った消費者に威圧的な勧誘を行ったなどとして、是正勧告を行った。だが、同社はその後も条例違反に当たる不適正な取引行為を行っていたという。

都によると、勧告後も同

社は都内の会社などにいきなり電話をし、「家賃収入が入ります」などと勧誘。会った際に断ろうとしても、「明確な理由もないのに断るなんて社会人としておかしい」「うちも経費とか交通費とか時間とかを割いてやっているんですよ」などと執拗に迫ったという。

2月1日までに都などに寄せられた相談は53件で、「解約したい」「転売したいが売れない」といった内容だった。相談者は30歳代の男性会社員が多く、同社から契約を勧められた投資用マンションの平均契約額は318.3万円だった。

同センターによると、投資用マンションに関する相談件数は、13年度以降、年300〜400件台で推移。今年度は14日現在、279件寄せられている。同センターは、①しつこい勧誘電話は相手に構わず切る②業者に会うとトラブルが起り得るので、安易な判断で会うのは控えるべきだ——と注意を呼びかけている。

相談窓口は、同センター
 (03・32225・1155)